

ID: 108

担当部署: 町民環境課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第6条		
例規番号	昭和47年条例第22号		
<b>【基準】</b> 第6条の規定による。 (手数料の減免) 第6条 町長は、特別の事情がある場合は、前条に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日